

CONTENTS

[特集]

「化学物質審査規制法における排出量推計とスクリーニング評価」

- ・ 排出量推計に用いる化学物質の排出係数一覧表の作成 2
化学物質管理センター リスク評価課
- ・ 化学物質審査規制法におけるスクリーニング評価 4
化学物質管理センター リスク評価課

[NITE化学物質管理センターからのお知らせ]

- ・ 「平成21年度リスクコミュニケーションの国内事例について」 6
化学物質管理センター リスク管理課
- ・ 化審法の新規化学物質に関するよくあるご質問をまとめました。 8
- ・ 「メールマガジン【NITE化学物質管理関連情報】配信登録受付中」 8
- ・ 「最近の当センターホームページからの主な情報提供」 8

「化学物質審査規制法における排出量推計とスクリーニング評価」

化学物質審査規制法の改正に伴い、新たに「既存化学物質」が対象となり、その対象物質数が増大します。また、国は事業者からの届出情報を基に、優先的に安全評価を行う必要がある化学物質を「優先評価化学物質」に指定するなど、効率的且つ効果的な運用が求められます。そこで、本号では、化審法において、実際に活用される、排出係数一覧表および、スクリーニング評価手法についてご紹介をいたします。



今年、めずらしく東京都心にも雪が積もり、NITE周辺も白一色となりました。見慣れた風景もいつもと異なり、新鮮に映りました。そんな中、NITE構内でも雪の下から水仙の芽が出たり、梅が開花して、春の訪れを身近に感じることができます。

特集

化学物質審査規制法における排出量推計とスクリーニング評価

排出量推計に用いる化学物質の排出係数一覧表(案)の公表

化学物質管理センター リスク評価課

1. はじめに

前号で紹介しました化審法における優先評価化学物質のリスク評価で用いる排出量推計のための排出係数一覧表の設定について更に詳細に述べます。本文で説明する「化学物質の排出係数一覧表(案)」については、経済産業省によって意見募集等がされ、それらの結果を踏まえた一覧表が公表されました¹⁾。また、この排出係数一覧表はスクリーニング評価用の排出係数の導出にも用いられています。

2. 化審法の届出情報を利用する排出量推計の必要性

優先評価化学物質のリスク評価を行う際に、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下、「化管法」という。)における排出量の情報(以下、「PRTR情報」という。)や環境モニタリング情報が利用できる場合がありますが、これらの情報は、優先評価化学物質全体の中では一部の物質に限られることが予測されます。

すべての優先評価化学物質についてリスク評価を行うためには、製造数量等の届出制度に基づく情報を利用することが基本になると考えられます。その際には届出された数量等に“排出係数”を乗じることで排出量を推計することになります。

したがって、化審法の届出情報を利用する排出量推計では、排出係数を設定することが重要となります。

3. 排出係数一覧表

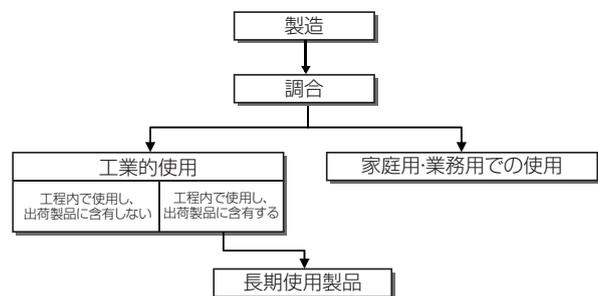
排出係数を整理し一覧にしたものを排出係数一覧表と呼んでいます。排出係数一覧表の構成は「用途分類」「ライフサイクルステージ」「排出先環境媒体」「物理化学的性状」に基づいて作成されており、これらの構成要素が決定されることにより1つの排出係数が選択されるように作成しました。

用途分類は、化審法での製造数量等の届出制度の中で製造・輸入業者から当該化学物質の用途情報も併せて届け出ているものです²⁾。用途分類表は、用途分類と詳細用途分類という二つの階層で整理し、用途分類の中に詳細用途分類という細分が設けられています³⁾。

ライフサイクルステージについては、化審法の製造数量等の届出制度で得られる優先評価化学物質のライフサイクルステージに関する情報が「製造」と「出荷先」のみであるため、

EUにおける化学物質のライフサイクルを参考にし、ライフサイクルステージの設定については次のような仮定を設けました。化学物質のライフサイクルにおける各ライフサイクルステージは、「出荷先」を「調合段階」、「工業的使用段階」、「家庭用・業務用の使用段階」、「長期使用製品の使用段階」の4つのライフサイクルステージに分けることで、「製造」を含めた5つのライフサイクルステージを考慮するようにしました。また、化審法の届出情報には、EUにおける「Waste treatment(廃棄処理)」の情報は含まれていないので考慮していません。

これらの設定によって、用途分類・詳細用途分類が製造・輸入事業者によって届出された場合、自動的にその用途分類・詳細用途分類での優先評価化学物質のたどるライフサイクルが決定されることとなります。



図表1 優先評価化学物質のライフサイクルステージのイメージ

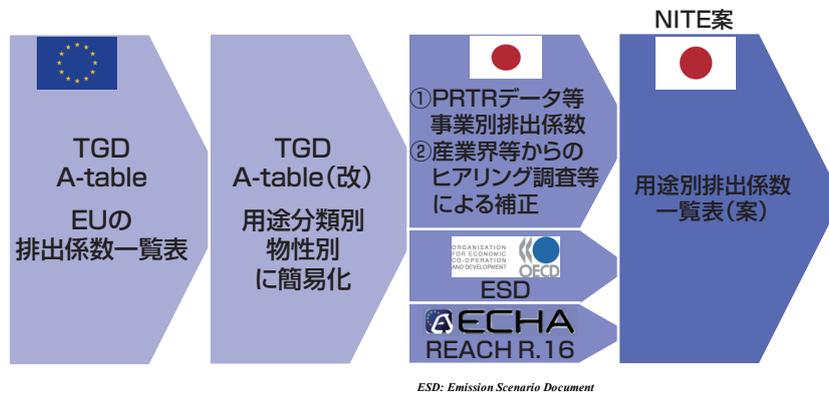
環境媒体については、排出源から最初の排出先として大気と水域を設定しています。

物理化学的性状は、化学物質固有の情報として得られるものであり、排出先の環境媒体に対応する物理化学的性状として大気には蒸気圧、水域には水溶解度をそれぞれ設定しています。

4. 排出係数の設定

排出係数の設定の全体フローを図表2に示します。排出係数設定の際に土台となったのは、フロー図の一番左にあるEU-TGDのA-tableです。これは、REACH以前のEUの法体系(Regulation 793/93, Directive 92/32/EC)において、EU加盟国自身がリスク評価をする際に用いられてきたEUの排出係数一覧表です。

最初の作業としては、化審法では制度上、EU A-table



ESD: Emission Scenario Document

図表2 排出係数設定の全体フロー

で使用しているすべての構成要素に関する情報は得られないため、より少ない構成要素で排出係数が選定されるようにするために制度上で得られる範囲の情報(ライフサイクルステージ、用途、物理化学的性状)で排出係数を決定できるように簡易化し、排出量推計が可能となるように工夫しました(図表2の左から2番目のブロック)。

2番目の作業として、PRTR情報等から算出した排出係数によって、EUの排出係数を日本の現状に沿うように補正する作業を行いました。また、PRTR情報が得られなかった場合についても、産業界等からのヒアリング調査によって排出係数が算出可能な場合には考慮しました。

更に、わが国の実態を表すPRTR情報や産業界からの提供情報等から算出した排出係数の情報が無い用途分類や詳細用途分類については、「下限値の設定」と「データの無い分類への準用」という考え方をういて、EU-TGD A-tableの値のままである部分を極力減らすことを試みました。長期使用製品の使用段階に用いる排出係数については、国ごとの管理の差が生じにくいと考え、OECDのEmission Scenario Documentで用いられている排出係数などを参考にしました(図表2の左から3番目のブロック)。

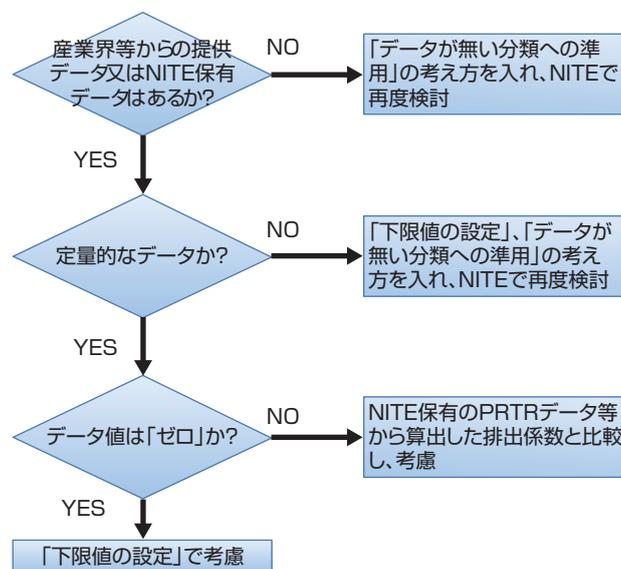
前述しました産業界等からのヒアリング調査等による排出係数の補正の流れは図表3のようになります。

ここで言う「下限値の設定」とは、現行のPRTR制度において、対象化学物質の年間の大気又は水域への排出量が0.05kg未満の場合は、排出量0.0kg/年として届け出ることになっているため、PRTR情報や業界団体からの提供データの中には排出係数が0(ゼロ)との記載がされていたとしても、その排出量は極めて小さな値であって0(ゼロ)ということではないと考えました。そして、PRTR対象物質の一般的な取扱量が概ね10トン未満であるとの解析結果から、大気及び水域の排出係数にそれぞれ下限値として、 10^{-5} オーダーの値を用いることにしました。

また、「データの無い分類への準用」については、調合段階においては、調合メーカーにおける化学物質の取り扱い方(操作)は類似性が大きく、いくつかのグループに分けられるとの考えからすべての用途分類を3グループの調合の仕方に分け、データが無い用途分類については、同一グループ内で操作の類似性の大きい用途分類の排出係数を準用することとしました。工業的使用段階では調合段階に比べて、用途分類ごとの操作の類似性が小さいので、用途分類内の詳細用途分類間での準用はおこなったものの用途分類間の排出係数の準用

は慎重に行いました。

なお、この排出係数一覧表は、今後審議会を経て公式なものになる予定です。



図表3 産業界等からのヒアリング調査等による排出係数の補正の流れ

- 1) 化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表(案)の公表について
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/haishutsu-keisu.html
- 2) 一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出事前準備資料
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/CSCL-s-etsume-i-H22-12-jizen-12a.pdf
- 3) 化審法の用途分類について
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/CSCL-s-etsume-i-H22-12-youto.pdf

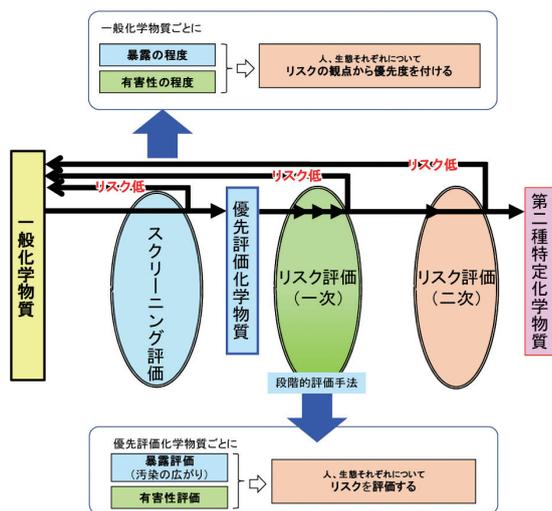
化学物質審査規制法におけるスクリーニング評価

化学物質管理センター リスク評価課

1. 化審法におけるスクリーニング評価の位置づけ

我が国における化学物質管理政策の柱の1つである「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「化審法」という。）」は、環境汚染を通じた人の健康と動植物の生息又は生育への被害を防止するため、製造等に関し必要な規制を行う制度です。この化審法では、WSSD（World Summit on Sustainable Development: 持続可能な開発に関する世界首脳会議）の国際合意の達成や化学物質管理制度における国際整合性を確保するために、その一部を改正する法律が平成21年5月20日に公布¹⁾されています。改正のポイントの1つは、既存化学物質を含むすべての化学物質について、国がリスク評価を行い、そのリスクの程度に応じて必要な規制措置を講ずるといった包括的管理制度の導入です。

また、国が行うリスク管理では、以下の図に示すように「スクリーニング評価」、「リスク評価（一次）」、「リスク評価（二次）」の3段階で評価が実施されます。



図表1 化審法におけるスクリーニング評価及びリスク評価の位置づけ

当センターでは、経済産業省からの委託事業として化審法における化学物質管理体系において、効率的にスクリーニング評価及びリスク評価を行うことができる評価スキームの検討を行ってきました²⁾。ここでは、平成22年9月及び10月に3省（経済産業省、厚生労働省、環境省）の合同審議会³⁾で審議が行われ、パブリックコメントを経て公開されたスクリーニング評価手法⁴⁾について解説します。（スクリーニング評価手法の詳細に関しては参考資料⁵⁾をご覧ください。なお、ここで使用している図表は、公開されている資料を基に一部NITEで変更を加えています。）

2. スクリーニング評価手法の概要

スクリーニング評価とは、一般化学物質等が化審法第2条

第5項^{*}の優先評価化学物質に相当するかどうかを判定することとされています。この評価では暴露に関する情報として、一般化学物質等に対して届出が義務化されている製造数量等の届出情報を、また有害性に関する情報として、化審法上で届出又は報告された情報や国が実施した既存点検情報等を用いることとされています。

*化審法第2条第5項

この法律において「優先評価化学物質」とは、その化学物質に関して得られている知見からみて、当該化学物質が第三項各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認められず、かつ、その知見及びその製造、輸入等の状況からみて、当該化学物質が環境において相当程度残留しているか、又はその状況に至る見込みがあると認められる化学物質であつて、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められないものであるため、その性状に関する情報を収集し、及びその使用等の状況を把握することにより、そのおそれがあるものであるかどうかについての評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

(1) スクリーニング評価の対象

スクリーニング評価の対象物質は、製造数量等の届出情報において、製造・輸入数量の全国合計値が10トン超の一般化学物質等（届出不要のものを除く。公示前の新規化学物質を含む。平成22年度に行うスクリーニング評価においては、第二種監視化学物質又は第三種監視化学物質）とされています。

この、製造・輸入数量の全国合計値が10トンというすそ切り値は、化審法第5条（製造予定数量が一定の数量以下である場合における審査の特例等）の考え方に基づいており、第二種特定化学物質に該当する蓋然性が極めて低い一般化学物質等はあらかじめ評価の対象から除外するという考え方があるためです。

(2) スクリーニング評価を行う化学物質の単位

スクリーニング評価は、可能な範囲で「化学物質」ごと（CAS番号単位）で行うことを原則とされています。ただし、化学物質の同定に関する情報、有害性情報及び取扱いに係る情報に基づき、必要に応じて、官報公示番号単位、有害性情報を有する化学物質のグループ単位（例：異性体混合物や解離性等の化学物質）で評価を行う可能性があります。なお、第二種監視化学物質及び第三種監視化学物質については、原則としてその指定の単位で評価を行うことを想定しています。

(3) スクリーニング評価手法

スクリーニング評価では、人の健康を損なう等の有害性の指

標と、環境中での残留という暴露の指標を統合したリスクの観点から評価することとしており、人健康と生態でそれぞれ独立にスクリーニング評価を行うこととなります。

① 有害性の指標の設定(図表2、図表3)

有害性の指標は、化審法において着目している長期毒性に係る項目を対象としており、スクリーニング評価における有害性の指標の分類を「有害性クラス」と呼び、人健康では化審法の第二種監視化学物質の判定基準とGHSの分類基準等を、生態では化審法の第三種監視化学物質の判定基準とGHSの分類基準等を基に、それぞれ以下の表の通り設定しています。

なお、有害性情報が得られていない化学物質の場合には、人健康では、一般毒性と変異原性においてクラス2(生殖発生毒性と発がん性に関してはクラスの付与を行わない)を、生態ではクラス1を付与するとされています。

② 暴露の指標の設定(図表4)

暴露の指標は全国合計排出量を利用することし、スクリーニング評価における暴露の指標の分類を「暴露クラス」と呼び、人健康については大気と水域への全国合計排出量に分解性を加味した量、生態については水域への全国合計排出

量に分解性を加味した量を用いて以下の表の通り設定しています。

この全国合計排出量は、製造数量等の届出情報から得られる製造数量と用途分類別出荷数量にスクリーニング評価用排出係数を乗じることで求めます。なお、化審法において「良分解性」と判定されている化学物質に対しては、分解性を加味するために水域での分解と下水処理場等での分解を考慮するとされています。

③ 優先度マトリックスの設定(図表5、図表6)

リスクが懸念されないとは認められず優先的にリスク評価を行う必要がある物質を判断するため、有害性と暴露の指標の組合せを利用し、「高」、「中」及び「低」の優先度を付与する優先度マトリックスを設定しています。優先度マトリックスにおいて、優先度が「高」に該当する物質を「優先評価化学物質」と判定します。なお、優先度が「中」及び「低」に該当する一般化学物質等に関しては、必要に応じて優先度の高いものから順に優先評価化学物質相当と判定すべきかどうか検討するとされています。

図表2 人健康における有害性クラス

有害性項目	1	2	3	4	クラス外
一般毒性		D≤0.005 (二監相当)	0.005<D≤0.05	0.05<D≤0.5 (変異原と併せて二監相当)	D>0.5 (二監相当ではない)
生殖発生毒性		D≤0.005	0.005<D≤0.05	0.05<D≤0.5	D>0.5
変異原性	GHS区分1A	・化審法「強い陽性」 ・化管法「クラス1」 ・強弱不明の陽性 ・GHS区分1B,2 (二監相当)	・変異原性試験のいずれも陽性※1 (一般毒性と併せて二監相当)	・変異原性試験のいずれかで陽性※1	・変異原性試験のいずれも陰性 ・in vivo試験で陰性※2 ・GHS区分外 (二監相当ではない)
発がん性	IARC 1 産業衛生学会 1 ACGIH 1 等	IARC 2A, 2B 産業衛生学会2A, 2B ACGIH A2, A3 等			IARC 3, 4 ACGIH A4, A5 等

D: 有害性評価値=NOEL等/不確実係数積 (mg/kg/day)

※1 軽微な陽性、強い陽性を除く
※2 in vitroの変異原性試験で陽性の結果がある場合、「クラス外」とする場合は個別に専門家判断

4つの有害性クラスを統合

4つの項目について独立にクラス付けし、クラスの一番きびしい(数字の小さい)クラスにする

図表3 生態における有害性クラス

	1	2	3	4	クラス外
生態影響	PNEC ≤0.001 (化審法三監相当) GHS区分(慢性)1	0.001<PNEC 0.01	0.01<PNEC ≤0.1 (GHS区分(慢性)2)	0.1<PNEC ≤1 (化審法三監相当でない) (GHS区分(慢性)3)	PNEC > 1 (GHS区分外)

PNEC: 無影響濃度(mg/L) = 最小毒性値/不確実係数積

図表4 人健康及び生態における暴露クラス

暴露クラス	人健康※1	生態※2
1	10,000t超	10,000t超
2	1,000t超 10,000 t以下	1,000t超 10,000 t以下
3	100t超 1,000 t以下	100t超 1,000 t以下
4	10t超 100 t以下	10t超 100 t以下
5	1t超 10t以下	1t超 10 t以下
クラス外	1t以下	1 t以下

※1 数量は、大気と水域への全国総排出量に分解性を加味した量
※2 数量は、水域への全国総排出量に分解性を加味した量

図表5 人健康における優先度マトリックス

		有害性クラス (有害性の単位はmg/kg/day)				有害性の項目	人健康における有害性クラス
		1	2	3	4		
			D ≤ 0.005	0.005 < D ≤ 0.05	0.05 < D ≤ 0.5	D > 0.5	一般毒性
			D ≤ 0.005	0.005 < D ≤ 0.05	0.05 < D ≤ 0.5	D > 0.5	生殖発生毒性
		GHS区分1A	・化審法特定における強い毒性 ・化審法の変異原性クラス1 ・強弱不明の毒性結果 ・GHS区分1B,2	化審法の変異原性試験のいずれも陽性※1	化審法の変異原性試験のいずれかで陽性※1	・化審法の変異原性試験のいずれも陽性 ・in vivo試験で陽性※2 ・GHS区分外	変異原性
		IARC 1 産業衛生学会 1 ACGIH 1等	IARC 2A, 2B 産業衛生学会 2A, 2B ACGIH A2, A3等			IARC 3, 4 ACGIH A4, A5等	発がん性
暴露クラス ※3	1	10,000t 超	高	高	高	高	4つの有害性クラスを統合 4つの項目について独立にクラス付けし、クラスの一歩きびしい(数字の小さい)クラスにする ※1 軽微な毒性、強い毒性を除く ※2 in vitroの変異原性試験で陽性の結果がある場合、「クラス外」とする場合は個別に専門家判断 ※3 数量は、大気と水域への全国総排出量に分解性を加味した量
	2	10,000t 以下 1,000t 超	高	高	高	中	
	3	1,000t 以下 100t 超	高	高	中	中	
	4	100t 以下 10t 超	高	中	中	低	
	5	10t 以下 1t 超	中	中	低	低	
クラス外		1t 以下	クラス外				

図表6 生態における優先度マトリックス

		有害性クラス (有害性の単位はmg/L)				クラス外	
		1	2	3	4		
			PNEC ≤ 0.001	0.001 < PNEC ≤ 0.01	0.01 < PNEC ≤ 0.1	0.1 < PNEC ≤ 1	PNEC > 1
暴露クラス ※	1	10,000t 超	高	高	高	高	クラス外
	2	10,000t 以下 1,000t 超	高	高	高	中	
	3	1,000t 以下 100t 超	高	高	中	中	
	4	100t 以下 10t 超	高	中	中	低	
	5	10t 以下 1t 超	中	中	低	低	
クラス外		1t 以下	クラス外				

※ 数量は、水域への全国総排出量に分解性を加味した量

3.今後の予定

当センターでは、2.で紹介したスクリーニング評価手法を用いて、第二種監視化学物質に関しては人健康について、第三種監視化学物質に関しては生態について評価を行い、優先評価化学物質候補⁶⁾を選定したところですが、来年度は、国が指定した優先評価化学物質のリスク評価と一般化学物質等のスクリーニング評価を行う予定です。

- 1) 経済産業省 改正化審法について
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/h21kaisei.html
- 2) 製品評価技術基盤機構 化審法におけるリスク評価
<http://www.safe.nite.go.jp/risk/kasinn.html>
- 3) 平成22年度 化学物質審議会安全対策部会評価手法検討小委員会(第

2回)-参考資料3

http://www.meti.go.jp/committee/kagakubusshitsu/anzentaisaku/kentou/002_haifu.html

- 4) 「スクリーニング評価の基本的な考え方(案)」及び「化審法におけるスクリーニング評価手法について(案)」に対する意見募集の結果について
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595210030&Mode=2>
- 5) 「スクリーニング評価の基本的な考え方(案)」及び「化審法におけるスクリーニング評価手法について(案)」に対する意見の募集について -参考資料 スクリーニング手法の詳細-
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595210030&Mode=0>
- 6) 平成22年度第11回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会化学物質審議会第102回審査部会第108回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会-議事要旨 議事概要-(別添2)優先評価化学物質相当と判定された物質一覧-
http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004475/102_giji.html

【化学物質管理センターからのお知らせ】

平成21年度リスクコミュニケーションの国内事例について

化学物質管理センター リスク管理課

1.事業者におけるリスクコミュニケーションの必要性と現状

化学物質に対する関心が高まる中で、行政、自治体、地域住民や消費・生活者などの化学物質のリスク等に関する相互理解(リスクコミュニケーション)がさらに重要になると考えられます。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」においても、事業者が化学物質の管理について国民の理解を深めるよう努めなければならないとされています。また、「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学

物質等の管理に係る措置に関する指針(管理指針)」では、事業者は、化学物質の管理について適切に情報を提供するため体制を整備することや、報告書の作成や説明会を通じて国民の理解の増進を図ることとされています。

こうしたリスクコミュニケーションをサポートするため、当センターでは、平成16年度から、リスクコミュニケーションに関する調査を行い、得られた調査結果、国内事例等をウェブページで公開してきました。また、講師を派遣しての講演会の実施、分かりやすいパンフレットの作成・提供などを行っています。

しかしながら、平成21年度リスクコミュニケーション国内事例に関するアンケート結果では、リスクコミュニケーションを実施し

た事業所は、有効回答のうち17%であり、PRTR届出事業者全体から見た実施割合はまだまだ低いというのが現状です。

2. 平成21年度リスクコミュニケーション国内事例調査について

平成20年度のリスクコミュニケーション国内事例については、試験的に一部の事業所に対して調査を行いました。平成21年度は、PRTR届出対象の製造業を中心とした9621事業所に対し、アンケート調査を行いました。各事業所が行っているリスクコミュニケーションについて、アンケート結果をもとに、実施内容を事業所ごとに表にまとめました。本事例紹介では、地域住民などの関係者に対し、化学物質管理を含む環境や安全に関する話題について、情報公開や対話を行った事例を掲載しています。

事業者の個々の詳しい活動については、各事業者のホームページ等で公表されていることもあります。これらの活動内容を一か所に集約することで、リスクコミュニケーションの手引きとして利用しやすくなっています。また、ホームページや環境報告書で報告したなど、内容の公表方法についての記載があるので、より詳しく知りたい情報に関しては、そちらを参考にお探しいただくことができるようになっています。

3. リスクコミュニケーションを始めようと思っている事業者さんの参考としている

リスクコミュニケーションを始めようと思っても、「何から始めればいいのか分からない、他の事業所さんはどんなことをやっているの?」という事業者さんは多いと思います。そのスタートのための参考になればと思い、リスクコミュニケーションの国内事例を作りました。まずは事例集を参考に、自分の事業所に合ったスタイルを探し、まねをすることから始めてはいかがでしょうか。

か。まずチャレンジすることが重要で、回を重ねるごとに徐々にその事業所のやり方を作っていけば良いのではないのでしょうか。また、リスクコミュニケーションというと、会議形式で司会者がいて、というように堅苦しく考えがちですが、決してそんなことはなく、住民の方々の疑問や不安に答えられればどんな形でも良いんだということも付け加えておきたいと思います。

4. 一歩進んだリスクコミュニケーションへ

化学物質の取り扱いや排出量について話をするができるようになったら、今度は、その化学物質のリスクについて考えてみましょう。リスクを伝える場として、リスクコミュニケーションを考えるのであれば、提供すべき情報は以下のとおりです。

- ①対象とする化学物質や地域
- ②リスク評価に用いたデータや考え方
- ③その結果としてのリスクの大きさ・評価
- ④評価結果を用いたリスクの管理方法

当センターでは、化学物質の大気中濃度の把握や地域ごとのリスク評価を行うための補助的ツールとして、PRTRマップやリスク評価体験ツールを用意しています。

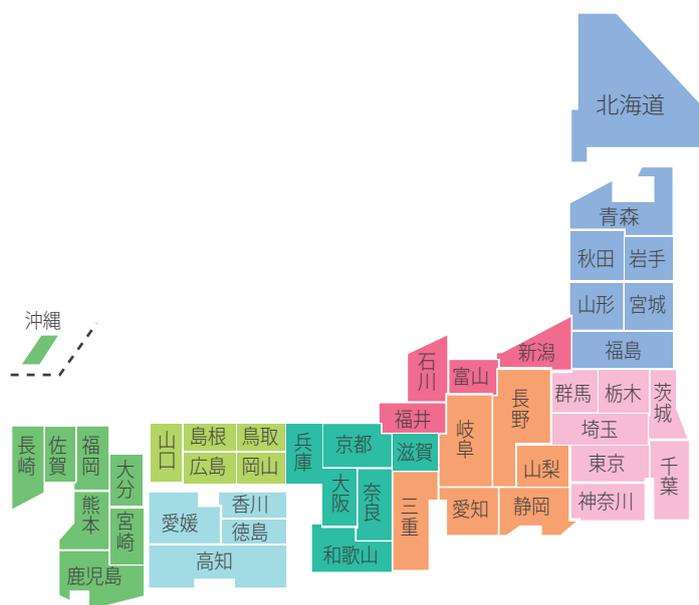
PRTRマップ

<http://www.prtmap.nite.go.jp/prtr/top.do>

リスク評価体験ツール

<http://www.safe.nite.go.jp/management/risk/taiken.html>

客観的なデータを示すことは、住民の方々の疑問や不安を取り除くためには不可欠であり、リスクコミュニケーションを円滑に進めるために重要な役割を担っています。より良い信頼関係を築いていくために、リスク評価を用いたリスクコミュニケーションを行っていただければと思います。



平成21年度リスクコミュニケーション国内事例

<http://www.safe.nite.go.jp/management/risk/kokunajirei.html>

化審法の新規化学物質に関するよくあるご質問をまとめました。

事業者の皆様から化審法の新規化学物質に関するお問い合わせのうち、よくあるご質問についてとりまとめ、ホームページに掲載いたしました。ご質問に対する回答をわかりやすく解説しておりますので、ぜひご活用ください。ご質問内容は、下記の4つです。

1. 製造・輸入しようとする物質が化審法の既存化学物質等であるか、どのように調べたらよいのでしょうか。
2. 試験研究のために新規化学物質を輸入する場合、届出は必要でしょうか。
3. 不純物として含まれる新規化学物質について届出が必要でしょうか。
4. 既存化学物質7-97の公示名称の「ポリオキシアルキレン」とはどのようなものですか。

http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/kasinn_faq.html

メールマガジン【NITE化学物質管理関連情報】配信登録受付中

メールマガジン【NITE化学物質管理関連情報】は、化学物質管理に関するサイトの新着情報、報道発表情報等を無料で配信するサービスです。政府、独立行政法人等の公的機関等のホームページから発信された情報をリンクとともに掲載しております。原則として毎週水曜日にお届けします。ぜひご登録ください。

http://www.safe.nite.go.jp/mailmagazine/chemmail_01.html

最近の当センターホームページからの主な情報提供

- 2011/2/24 化学物質排出把握管理促進法に基づき平成21～16年度のPRTRデータが公表されました。集計結果及び個別事業所データがご覧いただけます。
- 2011/2/23 「平成20年度PRTR届出データの過年度との比較報告書」を公開しました。
- 2011/2/8 1月6日に公開いたしましたPRTR届出作成支援プログラム（届出書／ファイル作成支援プログラムの化管法政省令改正対応版）の「二次元コードの生成について」の仕様について、重要な仕様変更が発生しましたので、ダウンロードファイルを更新しました。
- 2011/1/11 「化審法に基づく新規化学物質の届出等に係る資料の作成・提出等について」の内容が、平成23年1月11日付けで改訂されました。（平成23年4月届出分以降が対象となります。）
- 2010/12/20 化審法の新規化学物質に関するよくある質問と回答（FAQ）を掲載しました。
- 2010/12/14 「構造活性相関委員会(NITE内委員会)」で作成された「カテゴリーアプローチによる生物濃縮性予測に関する報告書[水素結合アクセプターによる双極子-双極子相互作用が受動拡散に影響を与える物質群]」を公表しました。
- 2010/12/1 「化審法に基づく官報公示整理番号とCAS番号との照合に当たっての情報提供依頼」の結果を公表しました。